

令和2年度 宇佐市立学校人権教育方針

宇佐市教育委員会

【基本的な考え】

宇佐市教育委員会はこれまで、人権に関する条約や大分県条例等に学びながら、「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」及び「宇佐市人権施策基本計画」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。

さらには、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行により、部落差別を解消するための必要な教育及び啓発の実践に向け、「宇佐市 部落差別の解消の推進に関する学校教育指導方針」に基づき、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進することにより、全ての人権問題について問題解決の主体者となる児童生徒を育てることを目指してきました。

しかし、依然として部落問題をはじめとする様々な人権問題は存在し、インターネット上の書き込みなど差別の実態はますます見えにくくなっています。また、教職員の急速な世代交代が進む中、人権教育の取組において大切にしてきたことの継承が喫緊の課題となっています。

人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育及び学習の場が人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、不当な差別を受けている人々の意見や思いを聴き、その立場に立って考えること、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が確かな人権感覚を身に付けることが必要です。

さらに、家庭、幼稚園・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会のほか、社会教育関係団体、民間団体などの各実施主体が担うべき役割を踏まえ、相互に有益な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。

そこで、宇佐市教育委員会では、教育を取り巻く社会情勢を的確にとらえ、これまでの人権教育の取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点に立ち、様々な人権問題を解決するため、国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校教育や社会教育を通して、人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら充実させていきます。

取組にあたっては、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもと、自分の体験や生活課題と重ねて人権問題をとらえることを大切に、具体的な態度や行動のできる実践的な力を育てます。また、子ども一人ひとりを反差別の視点でつなぐ集団づくりを大切にしながら、教育活動全体を通して人権問題に取り組みます。その実践のためにも、教職員自身が、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、一人ひとりの思いに触れるとともに人権教育の目的を明確にしながら人権感覚を磨きます。

【人権教育は「生涯にわたり生きる力」を育成する根幹】

人権教育は、「生涯にわたり生きる力」を育成する根幹です。すべての教育活動を通じて行われるものであるとの基本的認識のもと、自校の課題を明確にし、「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」の趣旨を踏まえ、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」ができる力を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

【人権感覚に満ちた学校づくりを】

幼児・児童・生徒の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる人権感覚に満ちた学校づくりをめざします。そのため、以下の取組を位置づけます。

(1) 人権問題を主体的に解決する実践力の育成

すべての学校において、教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの進路・学力を保障する学校づくりを進めます。

- ①子どものいのちとくらしを守るため、人権教育の基盤である日々の指導を充実します。
- ②すべての子どもが自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力、未来を切り拓く実践力を身に付け、学力の向上と人権感覚の育成が併せて追求されるような学習活動の創造を行います。
- ③限られた時間の人権学習だけでなく、他の教科との関連を図りながら、体験型参加型学習や出会いの学習、フィールドワーク等、学習形態や手法の工夫を進めます。

(2) 子どもを主体とする人権教育の充実

すべての学校において、子どもを主体とし、地域全体で、総合的・系統的に人権教育を推進します。

- ①学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。
- ②解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、指導計画に沿った系統的・日常的な取組みを進めます。また、取組の点検・評価・改善を行います。
- ③各学校は人権教育主任を核とした全教職員による人権教育推進体制を確立し、家庭・地域・関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。
- ④各学校の教育活動及び啓発が新たな差別を生むことがないように留意し、真の差別の解消になるよう、その内容、手法等に十分配慮します。

(3) 反差別の視点でつなぐ学級・学年集団づくり

すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態や課題を明らかにし、反差別の視点で学級の一人ひとりをつないでいく取組をすすめます。

- ①子ども一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、すべての子どもがかけがえのない仲間としてつながる仲間づくりを根底に据えます。
- ②子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権に関わる課題を明らかにし、「チーム学校」の視点をもって学校全体で共通理解しながら、子どもをつなぐ取組をすすめます。

(4) 教職員の人権意識の確立

すべての教職員は、人権問題に対する正しい認識を深め、自らの責務を自覚し、積極的に人権教育に取り組みます。

- ①人権問題は現在の社会に厳存しているという事実認識に立ち、現状を的確にとらえます。
- ②人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識に立ちます。
- ③自らの人権意識を見つめ直し、実践力を高めるよう、各種研修会に積極的に参加します。また、多様な地域人材等を活用し、連携・協働した意義深い校内研修を行うなど、家庭や地域社会を巻きこんだ教育活動の充実に努めます。
- ④被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。

(5) 保護者への啓発、校種間・地域及び関係機関との連携

保護者への啓発、校種間、地域及び関係機関との連携をより一層深め、系統的・継続的・効果的な人権教育を推進します。

- ①人権教育資料の配布や学校・学年通信、Webページ等による情報提供を通じて保護者への啓発に努めます。
- ②幼・保・小中学校を通じた児童生徒の発達段階に応じたカリキュラムや授業研究を行うなど校種間の連携による取組を一層進めます。